

令和3年 第9回 農業委員会総会

日 時 令和3年9月27日 (月) 午後3時00分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 大城 真由美	2 番 山城 学
3 番 久保田 政子	4 番 百次 成仁	5 番 杉本 雄靖	6 番 山城 弘美
7 番 長嶺 安浩	8 番 宮里 良淳	9 番 玉城 正智	10 番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1 番 長嶺 栄	2 番 金城 正弘	3 番 長嶺 淳二	4 番 大城 久
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 幸地 豊	8 番 我謝 久男
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 山城 隆次	12 番 山城 満
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

2 番農業委員 山城 学

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 赤嶺 貢

【議事録署名人】

3 番農業委員 久保田 政子 4 番農業委員 百次 成仁

【議事日程】

日程第1	議案第37号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2	議案第38号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第3	議案第39号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第4	議案第40号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第5	議案第41号	非農地証明について

令和3年 第9回 総会 議事録

事務局	これより令和3年第9回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和3年第9回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は3番農業委員の久保田政子さん、4番農業委員の百次成仁さんでお願いします。次回調査委員は、5番農業委員の杉本雄靖さん、6番農業委員の山城弘美さん、13番推進委員の志茂政安さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（12件） 日程第2 議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（6件） 日程第3 議案第39号 農地移動適正あっせん事業のあっせん委員の指名について（1件） 日程第4 議案第40号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（19件） 日程第5 議案第41号 非農地証明について（1件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番は喜屋武の3筆で売買による所有権移転であります。2番は国吉の2で売買による所有権移転であります。3番は国吉の2筆で売買による所有権移転であります。4番は福地の3筆で贈与による所有権移転であります。5番は名城の2筆と山城の1筆計3筆で贈与による所有権移転であります。6番は阿波根の1筆で売買による所有権移転であります。7番は摩文仁の2筆で贈与による所有権移転であります。8番は新垣の2筆で売買による所有権移転であります。9番は阿波根の1筆で売買による所有権移転であります。10番は南波平の1筆で5年間の使用貸借権の設定であり

	ます。11 番は真栄平の 2 筆で贈与による所有権移転であります。12 番は糸洲の 1 筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。 なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員 会長	異議なし。 それでは議案第 37 は可とします。次に議案第 38 号について、事務局説明願います。
事務局	6 ページをお開き下さい。農地法第 5 条について 1 番は束里の 1 筆で農地区分は農振農用地であります。売買による所有権移転で牛舎への転用であります。2 番と 3 番は関連します武富の 2 筆で農地区分は農振農用地であります。賃借権の設定であります。4 番と 5 番は関連します。新垣の 2 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。6 番は国吉の 1 筆で農地区分は第 2 種農地です。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	3 名にて現地を調査しましたので、報告します。1 番の字束里の 2 筆でその内 1 筆は原野でありますが現況が畑であり一体利用のための申請であります。農地区分は農振農用地ありますが、農業施設牛舎への転用であるため問題はないものと判断しました。2 番と 3 番は関連しますので一括で報告します。字武富の 2 筆農地区分は農振農用地ありますが、営農型太陽光発電施設への転用であるため問題はないものと判断しました。4 番と 5 番は関連しますので、一括にて報告します。字新垣 2 筆は住宅や畑に囲まれた第 1 種農地ありますが、不許可の例外、集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。6 番は国吉の 1 筆で、住宅や雑種地に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。皆さんのご意見ををお願いします。以上です。
会長	只今の案件について、意見や疑問質問があればどうぞ。
委員	武富の太陽光について、今まで他に太陽光発電施設を許可してきたが、上手く出来ているのか？陰になり収穫できるのか？疑問であるが？

事務局	今までの太陽光について、売上の報告が未だ無いので分かりませんが、今回の計画ではビパーツ（コショウ）で日陰でも可能とのこと。
委員	営農計画もあるのか？
事務局	営農計画についても提出されております。
会長	只今の案件可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	只今の案件可とします。次に議案第 39 号あっせん委員の指名について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 39 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について読み上げて説明。
会長	只今の案件同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 39 号は同意とします。次に議案第 40 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは 19 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について 3-114～3-132 までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 40 号は可とします。次に議案第 41 号非農地証明について、事務局説明を願います。

事務局 24 ページをお開き下さい。座波の 1 筆で登記簿上畑です現況は雑種地であります。申請地は昭和 55 年に兼城幼稚園として建設し、令和 2 年に取り壊されて、現状は更地の状況であります。

会長 現地報告をお願いします。

委員 現場を確認した結果、現状は更地の状況でした。今後、登記地目を変更し学童施設を建設するとの事であり、非農地証明を許可しても問題はないものと判断しました。委員の皆さんからのご意見ををお願いします。

会長 只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願いします。
無ければ只今の案件可としてよいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

3 番 農業委員

久保田 政子

4 番 農業委員

百々 成和